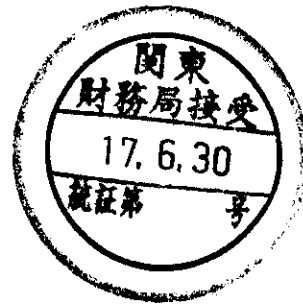


第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)

大量保有報告書

【根拠条文】

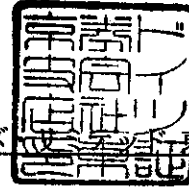
法第27条の23第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】(3)

ドイチェ・セキュリティーズ株式会社 東京支店



日本における代表者 ジョン マクファーレン



【住所又は本店所在地】(3)

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

山王パークタワー

【報告義務発生日】(4)

平成17年6月23日

【提出日】

平成17年6月30日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2

【提出形態】(5)

連名

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	蛇の目マシン工業(株)
会社コード	6445
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証
本店所在地	東京都中央区京橋 3-1-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ銀行 ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch）
住所又は本店所在地	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和27年9月27日
代表者氏名	ヨゼフ アッカーマン（Josef Ackermann）
代表者役職	ドイツ銀行取締役会会長兼グループ経営執行委員会会長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	207,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C 17,482,517	—	I
対象有価証券が「ト」ワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 17,689,517	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 17,689,517		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 17,482,517		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 152,460,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	10.41
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 4 月 25 日	普通株	14,000	取得	141.79
2005 年 4 月 25 日	普通株	28,000	処分	141.79
2005 年 4 月 26 日	普通株	96,000	取得	141.97
2005 年 4 月 26 日	普通株	283,000	処分	141.78
2005 年 5 月 10 日	普通株	50,000	取得	141.70
2005 年 5 月 10 日	普通株	64,000	処分	141.67
2005 年 5 月 11 日	普通株	151,000	取得	139.51
2005 年 5 月 11 日	普通株	235,000	処分	139.66
2005 年 5 月 12 日	普通株	15,000	取得	140.40
2005 年 5 月 12 日	普通株	30,000	処分	140.40
2005 年 5 月 13 日	普通株	12,000	取得	138.50
2005 年 5 月 13 日	普通株	24,000	処分	138.50

2005年5月16日	普通株	3,000	取得	135.00
2005年5月16日	普通株	6,000	処分	135.00
2005年5月17日	普通株	13,000	取得	132.15
2005年5月17日	普通株	26,000	処分	132.15
2005年5月18日	普通株	1,000	取得	133.00
2005年5月18日	普通株	1,000	処分	133.00
2005年5月19日	普通株	18,000	取得	136.67
2005年5月19日	普通株	9,000	処分	136.67
2005年5月20日	普通株	49,000	取得	135.00
2005年5月20日	普通株	25,000	処分	135.00
2005年5月23日	普通株	6,000	取得	135.00
2005年5月23日	普通株	3,000	処分	135.00
2005年5月24日	普通株	5,000	取得	135.00
2005年5月24日	普通株	3,000	処分	135.00
2005年5月25日	普通株	16,000	取得	132.25
2005年5月25日	普通株	11,000	処分	132.18
2005年6月1日	普通株	9,000	取得	136.00
2005年6月1日	普通株	6,000	処分	136.00
2005年6月2日	普通株	3,000	取得	138.00
2005年6月2日	普通株	3,000	処分	138.00
2005年6月3日	普通株	1,000	取得	136.00
2005年6月3日	普通株	2,000	処分	136.00
2005年6月7日	普通株	1,000	取得	137.00
2005年6月7日	普通株	2,000	処分	137.00
2005年6月8日	普通株	100,000	取得	132.48
2005年6月8日	普通株	54,000	処分	132.44
2005年6月9日	普通株	6,000	取得	130.67
2005年6月9日	普通株	4,000	処分	130.50
2005年6月10日	普通株	320,000	取得	貸借
2005年6月13日	普通株	20,000	取得	132.00
2005年6月13日	普通株	10,000	処分	132.00
2005年6月13日	普通株	397,000	取得	貸借
2005年6月15日	普通株	240,000	処分	貸借
2005年6月16日	普通株	9,000	取得	135.33
2005年6月16日	普通株	16,000	処分	135.38
2005年6月16日	普通株	157,000	処分	貸借
2005年6月17日	普通株	24,000	取得	134.75
2005年6月17日	普通株	26,000	処分	134.58
2005年6月20日	普通株	320,000	処分	貸借

2005年6月21日	普通株	8,000	取得	139.63
2005年6月21日	普通株	164,000	処分	138.43
2005年6月22日	普通株	3,000	取得	138.33
2005年6月22日	普通株	21,000	処分	138.33
2005年6月23日	普通株	14,000	処分	138.00
2005年6月23日	新株予約権付社債券	17,482,517	取得	100.00

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の内、43,000株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	2,521,810
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	2,521,810

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和51年10月1日
代表者氏名	ジョン マクファーレン (John Macfarlane)
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	378,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券が「ト」ワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 378,000	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 378,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 152,460,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.25
直前の報告書に記載された株券等 保有割合(%)	-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 4 月 25 日	普通株	5,000	取得	142.00
2005 年 4 月 26 日	普通株	13,000	取得	143.54
2005 年 4 月 26 日	普通株	1,000	処分	143.00
2005 年 4 月 27 日	普通株	8,000	取得	139.00
2005 年 4 月 27 日	普通株	1,000	処分	139.00
2005 年 4 月 28 日	普通株	3,000	処分	137.67
2005 年 5 月 9 日	普通株	12,000	取得	141.00
2005 年 5 月 10 日	普通株	17,000	取得	141.35
2005 年 5 月 11 日	普通株	81,000	取得	139.26
2005 年 5 月 11 日	普通株	12,000	処分	140.00
2005 年 5 月 12 日	普通株	2,000	処分	140.00
2005 年 5 月 13 日	普通株	5,000	取得	139.00

2005年5月13日	普通株	4,000	処分	138.00
2005年5月16日	普通株	1,000	処分	137.00
2005年5月17日	普通株	3,000	処分	132.67
2005年5月18日	普通株	3,000	処分	132.00
2005年5月19日	普通株	16,000	取得	136.00
2005年5月19日	普通株	20,000	処分	135.30
2005年5月19日	普通株	318,000	処分	貸借
2005年5月20日	普通株	1,000	処分	135.00
2005年5月23日	普通株	2,000	取得	135.50
2005年5月23日	普通株	5,000	処分	134.80
2005年5月24日	普通株	1,000	取得	135.00
2005年5月24日	普通株	9,000	処分	134.11
2005年5月25日	普通株	4,000	処分	133.00
2005年5月26日	普通株	4,000	処分	130.75
2005年5月27日	普通株	2,000	取得	131.00
2005年5月27日	普通株	2,000	処分	132.00
2005年5月30日	普通株	4,000	処分	132.25
2005年5月31日	普通株	1,000	取得	133.00
2005年6月1日	普通株	6,000	取得	135.83
2005年6月1日	普通株	1,000	処分	135.00
2005年6月2日	普通株	4,000	取得	137.25
2005年6月6日	普通株	1,000	取得	136.00
2005年6月7日	普通株	1,000	処分	136.00
2005年6月8日	普通株	4,000	取得	132.00
2005年6月8日	普通株	9,000	処分	132.00
2005年6月9日	普通株	2,000	取得	131.50
2005年6月9日	普通株	1,000	処分	130.00
2005年6月10日	普通株	35,000	取得	130.60
2005年6月10日	普通株	13,000	処分	131.00
2005年6月10日	普通株	320,000	取得	貸借
2005年6月13日	普通株	397,000	取得	貸借
2005年6月14日	普通株	2,000	処分	132.00
2005年6月15日	普通株	2,000	取得	135.00
2005年6月20日	普通株	1,000	取得	135.00
2005年6月20日	普通株	1,000	処分	137.00
2005年6月20日	普通株	397,000	処分	貸借
2005年6月23日	普通株	1,000	処分	137.00

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の内、320,000株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	7,661
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	7,661

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
- (2) ドイツ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	585,000		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C 17,482,517	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 18,067,517	N -	O -
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 18,067,517		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 17,482,517		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 152,460,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	10.63
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	-



POWER OF ATTORNEY

Deutsche Bank AG London
23 Great Winchester Street
London EC2P 2AX

Tel +44 20 7545 8000
Fax +44 20 7547 6018

BY THIS DEED, DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT, a corporation duly organised and existing under the law of the Federal Republic of Germany and having its principal place of business at Taunusanlage 12 in the City of Frankfurt (Main) and operating in the United Kingdom under branch number BR000005 at Winchester House, 1 Great Winchester Street, London, EC2N 2DB (the "Company") through its attorneys HEREBY APPOINTS the person named in Schedule 1 to be our true and lawful attorney (the "Attorney") who is authorised to execute and deliver on behalf of and in the name of the Company the documents described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as they may deem necessary or incidental in relation thereto AND the Company hereby undertakes to ratify everything which an Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith. This Deed shall cease to have effect from the date given in Schedule 3. This Deed shall be governed by and construed in accordance with English law.

Schedule 1

Mr. John Macfarlane
Branch Manager
Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch
Sanno Park Tower
2-11-1 Nagatacho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171
Japan

Schedule 2

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

Schedule 3

12 months from the date of this Deed.

IN WITNESS WHEREOF the Company has executed and delivered this Power of Attorney as a Deed on the 05 day of JANUARY 2005.

EXECUTED as a DEED for and on behalf of DEUTSCHE BANK AG by its duly appointed attorneys:

Authorised "A" Signatory
Mr Andrew Sowter
Managing Director
Compliance UK

Authorised "A" Signatory
Mr Gary Toner
Head of Central Compliance and Chief Operating Officer
Compliance UK

In the presence of:

Anthony Cox
Winchester House
1 Great Winchester Street
London
EC2N 2DB

Anthony Cox
Winchester House
1 Great Winchester Street
London
EC2N 2DB

Chairman of the Supervisory Board: Rolf-E. Breuer
Board of Managing Directors: Josef Ackermann,
Clemens Börsig, Tessen von Heydtreck,
Hermann-Josef Lambert

Deutsche Bank AG is authorised and regulated by the Financial Services Authority for the conduct of designated investment business in the UK, a member of The London Stock Exchange and is a limited liability company incorporated in the Federal Republic of Germany HRB No. 30 000 District Court of Frankfurt am Main; Branch Registration No. in England and Wales BR000005, Registered address: Winchester House, 1 Great Winchester Street London EC2N 2DB

委 任 状

名称 ドイツ銀行 ロンドン支店
 (Deutsche Bank AG, London)

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------|
| 1. | 代理人の所在地 | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー |
| <hr/> | | |
| 2. | 代理人の名称 | ドイツェ・セキュリティーズ・リミテッド
東京支店 |
| | 代表者 | 日本における代表者 ジョンマクファーレン |
| <hr/> | | |

以 上